

交野市街かどデイハウス運営団体公募要項に係る審査要領

(1) 審査の手順

① 一次審査（書類審査）

申込者が3者を超える場合には、提出された提案書をもとに審査基準1「一次審査項目・配点表」に基づいて書類審査を行う。

一次審査は、各審査会委員の評価点の合計点数の上位3者を二次審査の対象とする。

ただし、各審査会委員の評価した評価点の合計の6割を下限として設定し、6割未満の場合は選定しないものとする。

なお、申込者が3者以下の場合は、一次審査を省略し、全ての申込者を二次審査の対象とする。

一次審査の結果は、電子メール及び郵送にて通知する。

② 二次審査（プレゼンテーション等）

提案者は、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションと質疑の終了後、審査基準2「二次審査項目・配点表」に基づき審査を行う。

(ア) 実施日 令和6年5月中旬

(イ) 実施場所 ゆうゆうセンター 部屋未定

(ウ) 時間

1者につき30分間（説明20分 質疑応答10分）を割り当てる。

(エ) 内容

プレゼンテーションは、公募要項「4 応募に係る提出書類」に記載した書類について、提出のあった事業内容企画書等に基づき行うものとし、資料の追加配布は認めない。

(オ) 機材等

プレゼンテーションにおいて機材等が必要となる場合は事前に申し出ること。

(カ) 提案者（出席者）

補助者を含めて3名までとする。なお、出席者のうち1名は可能な限り事業の主体者が出席すること。

(2) 審査（選定）結果

二次審査における各審査会委員の総合評価点の合計で、最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。

ただし、各審査会委員の評価した評価点の合計の6割を下限として設定し、6割未満の場合は選定しないものとする。

(3) 最終審査結果通知

審査結果は、プレゼンテーションを実施した提案者に対し、審査会において優先交渉権者を決定後、公募申請書に記載された連絡先へ電子メール及び郵送にて通知する。